

# 広報 ししま

## 5月の安売り

- 17日(水).....鳥 肉果
- 18日(木).....青 肉果
- 19日(金).....魚 肉
- 20日(土).....肉

## 豊島区の小中学生の生活を考える

### 生活実態調査から

都会に住む子どもたちの生活は、ともすると大人たちのつくり出した生活環境に対応して、生活のパターンも同じようになっていますが、子ども時代の生活が将来の生活の基礎づくりにあるとするならば、今の子どもたちの生活は、これよりよいでしょうか。

最近の生活の中では、四季の感覚が乏しくなっています。四季の味覚が季節を問わずに手に入るようになり、夏は室温をクーラーで下げ、冬は暖房で上げて、人間の活動を夏冬問わずに平均化し、広げようとしています。

このことは、四季の変化によって生活のリズムを奪って来た私たち人間を、より強く、豊かなものにしてくれるのでしょうか。今の子どもたちは自然のリズムにあった生活をしているのでしょうか。



子どもたちはもっと遊びたいが……

**子どもの生活時間の平均像**

子どもたちの起床から睡眠までの生活時間は、当然のことながら学年を過って増加しています。小1の13時間45分に対し、中3は16時間30分(男子)で、その差は約3時間となっています。

この生活時間の中で、食事をして、学校に行き、さらに塾や習いごとに通い、遊び、テレビをみるなどして、毎日を通していきます。

**起床時刻と就寝時刻**

小1から中3まで起床時刻には差がみられません。どの学年でも6時台に起きる子どもはあまりみられず、大部分が7時以降となっています。

起床時刻が同じなので、就寝時刻は学年が進むにつれて遅くなっています。小1では午後9時ごろの就寝が、中3では午後11時を過ぎており、区内の子どもの生活が夜型になっていることをはっきり示しています。

#### 子どもの遊び

小1では約2時間45分を遊びにとっている子どもたちも、小4を過ぎるころから遊びの時間をぐんぐん減らし、中学生では15分となくなっています。

特に、塾や習いごとをしている子どもは、極端に遊び時間が少

### 家庭教育の提言

#### 集団遊びをすすめて

子供以上に今の子どもは遊び時間少く、しかも主ひとり遊びとあっては心が痛みます。遊びの中から創造性を学び、判断力も育つといわれていますが、このような遊びは、子どもの成長に果たす役割も半減してしまいます。

子どもを家庭から地域社会に開放してやりましょう。そこには、年齢を異にした異質の集団が待っています。同質集団以上に、幅広い豊かな心の成長が期待できる活動の場があります。

なく、男子と女子を比べると、女子の方が少なくなっています。

#### 家庭学習の時間

小1~小3が45分程度ですが、小4で15分となり、家庭学習の曲り角のようです。小5から次第に増加し、中3では2時間15分となり、家庭での学習時間はだんだん多くなっていることが分ります。

塾や習いごとに行っている子どもは、小5以上で半数を越え、行っている子と行っていない子では大きな違いがあります。

#### テレビの時間

小5と小6が1時間15分で、他学年より30分少なくなっている以外は、どの学年も1時間45分程度視聴しています。

塾へ行っている子と行っていない子では、やはり行っている子の方が視聴時間は少なくなっています。

中学生になると、テレビに加え、ラジオやレコードをきく時間が増加してきます。

#### 読書の時間

各学年を通じ、約15分程度とられています。もちろんこれは平均の数字ですから、多い子もあれば、まったく読書をしていない子もあり、個人差は考えられます。

#### 生活時間に関する 児童・生徒の願い

このような生活時間の中で生活している子どもたちは、一日のそのれぞれの時間を自由に過ごさせてみる、どの学年の子どもたちも、遊びの時間、テレビ・ラジオの時間を多めたいです。

子どもたちの願っている時間を全部加えると、およそ30時間にも

の形は殆どみられません。与えられることに慣れた子どもたちは、与えてくれない現実や社会に対して、当然のごとく不満を訴えることになり、何をどのように与えるかは、おとなが真剣に考える課題です。

**きびしい逆条件を 家庭教育の中に**

豊かさ、便利さ、楽さなどの条件を整備することに努力する親や社会。苦しさもなく、きびしい体験の場は殆どみられなくなり、ただで感じ、苦しい体験を通して学ぶ生活の場を、家庭教育の中に積極的に計画する必要性は、きわめて大きいといえるでしょう。

豊島区教育研究員主任 石田 輝

#### 最後に

この調査の結果から、子どもたちの生活について2~3指摘する。

第1は、子どもの生活がどの子も同じパターンとなり、友だちと同じ生活をしていないと不安なのではないかということです。

第2は、与えられる時間が多く子ども自身も考え、創造していく時間が少ないといえます。

第3は、勤労観の育てにくい生活ということです。子どもたちが働く場というものを、家庭においても、地域社会においても考える必要があるのではないのでしょうか。

この資料は、豊島区教育研究員の昭和51・52年度の研究成果からまとめたものです。

### 昭和53年度 区政モニター決まる

豊島区では、昭和53年度の区政モニターとして、新たに40名の方々がたを委嘱しました。

区政モニター制度は、アンケートによる調査広報が中心ですが、そのほかモニター連絡会議、臨時通信などにより区政に対する意見・要望等を述べていただき、それを区政の参考とするものです。

新しい区政モニターは、次の方がたです。

- |        |             |
|--------|-------------|
| 平沢 信康  | 西巣鴨2の31の7   |
| 豊田 容子  | 上池袋2の17の8   |
| 長瀬 武雄  | 3の7の12      |
| 露木 加代  | 4の13の10     |
| 田中 保子  | 4の27の21     |
| 百瀬 幸枝  | 東池袋2の60の2   |
| 金井 昇   | 西池袋2の7の15   |
| 栗原 キミ  | 池袋4の17の4    |
| 榎本 恵彦  | 南池袋2の40の11  |
| 風谷 洋郎  | 3の16の13     |
| 泉 順子   | 西池袋2の3の3    |
| 高野美智子  | 南長崎1の19の6   |
| 坂元 旬子  | 長崎1の9の22    |
| 内田 喜愛  | 2の10の1      |
| 赤羽 茂郎  | 3の18の8      |
| 柚 晴子   | 南長崎2の15の9   |
| 武藤美知子  | 3の18の4      |
| 渡辺 きん  | 雑司が谷2の7の16  |
| 朝岡優美子  | 高田1の13の8    |
| 前野 寛   | 1の28の13     |
| 宮本ゆきみ  | 目白2の5の15    |
| 岩澤 靖子  | 4の13の11     |
| 岡本 克子  | 南長崎4の9の6    |
| 奥野 孝子  | 長崎5の25の7    |
| 鈴木 可之  | 千早町2の10     |
| 福岡 二三  | 4の33        |
| 菊池 定男  | 要町1の24      |
| 曾根 信子  | 千川町2の20の10  |
| 信田 敏子  | 約込4の14の11   |
| 岸岡 三三  | 6の2の3       |
| 佐々木みづ子 | 池袋1の51の10   |
| 岡田久美子  | 1の612       |
| 今田 幸一  | 池袋本町3の17の14 |
| 青木津夫子  | 南大塚1の25の16  |
| 村上 幸子  | 2の15の6      |
| 河合 里   | 3の44の15     |
| 長谷川政子  | 東池袋5の42の2   |

(敬称略)

# 商工融資の金利が引下げられました

### 5月1日貸付分から

区では、公定歩合の引下げ等による金融緩和を背景として、5月1日から商工融資の金利引下げを実施し、利用者の金利負担の軽減をはかることにいたしました。ぜひ、ご利用ください。

### ●融資の条件

- ① 区内で引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
  - ② 代表者の住所と主な事業所の所在地がともに豊島区内にある方。または、主な事業所の所在地が豊島区にある方。
  - ③ 適切な事業計画と確実な資金計画があること。
  - ④ 前年度の住民税(法人については法人住民税)を完納していること。
  - ⑤ 遊興娯楽業、飲食業(大衆食堂並びにこれに準ずるものを除く)、仲介業、不動産業(賃貸業、売買業を除く)、買付業、金融業、興信業、娯楽以外の事業を営む方。
- なお、小規模企業資金及び小口緊急資金の場合は、雇用従業員が商業関係2名以下、工業関係5名以下の企業であること。

### ●融資の内容

- 貸付金額
  - 運転資金・設備資金・公害防止設備資金は80万円まで、小規模企業資金は150万円まで、小口緊急資金は80万円まで。
  - 借入人負担利率
  - 運転資金・設備資金  
年利6.5%(従前は7.0%)
  - 公害防止設備資金・小規模企業資金・小口緊急資金  
年利5.5%(従前は6.0%)
  - 公費負担
- 区では、利子補給のほか、信用保証協会付融資の場合、貸付期間42か月、20万円以内の保証料を負担します。
- 詳しいこと、問い合わせは豊島区商工相談所(内線2453)へどうぞ。

## 高田地区の水害で被害をうけられた方に

### ☆商工業者の方に

☆小口緊急資金があります  
去る4月6日の豪雨による高田川の出水で、住居等(営業所・事務所など)の被害を受けた中小商工業者の方には、商工融資の小口緊急資金において、次のような特別措置を講じておりますので、ぜひ、ご利用ください。

### ☆住民税等の税金が減免されます

●住民税  
特別区住民税・郡民税については申請により、昭和52年中の所得と被課金額との割合により減免が行いますが、手続きは次のとおりです。

●特別徴収の方  
5月8日に会社や事業所あてに、昭和53年度の税額通知書を発送しましたのでそれを受領されましたら、つぎのものを持参のうえ課税課においでください。

### ●特別措置の申込み期限は、6月5日まで

●特別措置の申込み期限は、6月5日まで。くわしいことは融資係(内線2453)・商工相談所(内線2454)へどうぞ。

●なお、このほか小口緊急資金、災害援済資金等の貸付制度もあります。これらについては福祉課(内線2621)へお問い合わせください。

### ●税額通知書より課税証明書(防災課発行)・③り災証明書(課税課発行)・④り災明細書(課税課発行)の金額を見積ったもの

●印かん  
●普通徴収の方  
6月8日に昭和53年度の納税通知書を発送しますので、受領されましたら、納税通知書と前項の①から④までのものを(持参のうえ、課税課においでください)。

●個人事業税・固定資産税  
床上浸水により資産に被害をうけられた方は次のとおり被害の税額に応じて申請により減免いたします。個人事業税は8月31日まで、固定資産税は5月31日まで、印かんより課税課においでください。

### ●希望の方は、往復はがきにて住所・氏名・および電話番号(区内に通勤・通学の方は勤務先名、学校名および電話番号)を記入のうえ5月31日まで「〒100 東池袋1-19-1 豊島区署内 豊島区役所庶務係」にお申込みください。

このたび、豊島区署から郷土シリーズ第三集として『豊島の歳時記』が発刊になりました。これは昭和46年の第一集『豊島風土記』、昭和49年の第二集『豊島の民話』につづく第三集として編纂されたもので、豊島区に在住していた、たちの身近な方々からの寄稿を風物誌にまとめたものです。小B6判64ページ、絵表紙は宮尾しげを氏、装綴は後藤理恵氏の筆になる美しいカラー刷です。この本を、一冊100円で先着順に2500部まで一人一冊に限り有償頒布いたします。

# 郷土の風物誌 豊島の歳時記 出版なる

## あなたのビルは悪臭の原因になっていませんか

街を歩いていて下水特有のいやな臭いを感じたことはありませんか。この臭いの原因は、ビルの汚水がポンプアップされて下水道に入り、それが雨水排水を通じて、周囲に臭いを発生させていることが多いようです。

また、このような汚水が流れこんだ下水道から、一家庭の排水管を通じて臭いが浴室等に入りこみ、家中にいやな臭いが充満してしまうようなケースもあります。

このような臭いで、周囲の人々が非常に迷惑しているにもかかわらず、小さい臭いを排出しているビルの関係者は、自分のビルが原因であることに気づいていない場合があります。

問い合わせは公害課(内線2841)まで。

合がかなりあるようです。そこで、ビルの所有者または関係者の方々は、自分のビルの周囲に、このような現象があるときは、自分のビルが原因になっていないかどうか汚水のポンプアップと悪臭の発生とのタイミング等を確認し、心当りがある場合は、早速改善されるようお願いいたします。

問い合わせは公害課(内線2841)まで。

## 業務用計量器の定期検査

昭和53年度業務用計量器の定期検査が次のとおり行われます。時間はいずれも、午前9時30分から午後5時までです。

なお、この検査は、計量法に定められているので、必ず一年一回の検査をうけてください。

検査日	検査場所	所在地
5月2日、8日	長崎小学校	豊島区長崎2-6-12
5月9日、10日	栗町小学校	栗町2-7
5月11日、12日	千早小学校	千早町3-21
5月15日	道和中学校	西池袋4-7-1
5月16日、17日	池袋第五小学校	池袋4-453
5月18日、19日	池袋第二小学校	池袋本町1-43-1
5月22日、23日	中央北池袋市場 豊島区役所	豊島5-1-5
5月24日、25日	西巣鴨小学校	西巣鴨1-27-1
5月26日、29日	大塚台小学校	東池袋4-40-1
5月30日	高田小学校	高田2-12-1
5月31日、6月1日	日出小学校	南池袋2-45-1
5月2日～9月30日(土日、祝日を除く)	東京計量検査所	港区芝1-7-4

詳細は、東京計量検査所(電話 434-7251～9)又は豊島区経済課(内線 2455、2456)までお問い合わせ下さい。

## 福祉事務所から

◇家庭福祉員を派遣します  
身のまわりの世話をしてくれる人がいなくてお困りのお年寄りの家庭、直度心身障害者(児)のいる家庭に、家庭福祉員を派遣します。派遣できる家庭は次のとおりです。

- 老人家庭 おおむね65歳以上のお年寄りのいらっしゃる家庭
- 世話をしない家庭 世話をしない世帯主のいない家庭
- 心身障害者(児)家庭 申請時、介護を必要とする心身障害者(児)のいる家庭で、世話をしない三親にかわる人がいない家庭

所得の制限はありません。入院治療制度をご利用ください。出産をひかえ、出産費用の支払いが困難な方に、その一部または全部を援助する制度です。この援助を受けられる方は、52年度の所得税額が168,000円以下の方です。これ以外の方で特に事情のある方は、ご相談ください。なお、出産時の病院は「指定の医療機関」に限られますので事前に相談ください。

◇母子家庭をご利用ください  
母子家庭で、母親の勤務等で子供の養育上、心配のある家庭に母子家庭をお世話をします。

区内には、次の三つの業があります。

- 大伴社母子家庭 長崎1-22-11
- 同愛母子家庭 長崎1-26-4
- 愛の家母子家庭 長崎4-11-3

くわしいことは、東西福祉事務所までうけておられますので、お気軽にご相談ください。

☆東福祉事務所  
南大塚2-36-2  
94-1251-1

☆西福祉事務所  
栗町1-59

# 誕生記念植樹をどうぞ



誕生したお子さんの趣やかな成長を願うとともに、自然を受容する教育を育てていただくために、誕生記念植樹を実施しています。

また、このことは、緑化運動の一層の推進をはかることも目的としています。

▽対象者 区内に住民登録を定める子定の赤ちゃんで、苗木配布時にも引きつづき区内にいらっしゃる方です。

▽申込み 母子健康手帳をお持ちいただく環境課窓口で申込書

▽配布時期 配布時期によって、種類が異なります。

- ・4～6月受付分→7月 ツツジ サツキ・ヤブコウソウ
- ・7～9月受付分→10月 エノキ マツ・モクセイ・ソメイヨシノ
- ・10～12月受付分→1月 ドウダネ ツツジ・ライラック・ホヤ ジンチョウゲ
- ・1～3月受付分→4月 ツツジ サクラ・ツバキ

をそれぞれ配布します。

問い合わせは環境課環境整備係(内線2815)までどうぞ。



## 健康

「健康は毎日の食事から」

健康を守るために、あなたは毎日の食事でもっと注意を怠りませんか。次の予定で栄養展示会を開催しますから、ぜひお出かけください。なお、おいてくださった方には、参考資料の入った取立書を差しあげます。

▽とき 5月16日・17日

午前10時～午後3時半

▽ところ 区役所一階ホール

▽内容

- 調理展示
    - 「わが家の食の工夫」(区民応募作品)
    - 高血圧・成人病予防のための食事の工夫
    - 食品の種類
    - 食品に含まれる塩の量
    - 一日の食事のとり方
  - 生活の中での食事のとり方と工夫
  - 献立カレンダー、ナフキン、テーブルクロス、栄養イロンカルタ(幼児用・大人用)
  - パネル展示
  - 「減塩作戦その7」
- 成人病予防のための食事
- 5 食事相談コーナー開設
- 問い合わせは池袋保健所栄養指導室(内線4171)まで。

## ひとり暮らしのお年寄りに

### バス旅行で温泉と箱根路へ

ひとり暮らしのお年寄りに一日でも楽しく過ごしていただくことと春と秋に一泊バス旅行を計画しています。次に該当する方は、ぜひお申込みください。なお、定員がおりますので、初めて参加される方を優先し参加回数が多い方から受け付けます。

▽配布先 熱海市「湯島荘」

▽定員 一回につき32名

▽対象者 区内在住で65歳以上の健康なひとり暮らしの老人

▽実施日 第一回 6月1日 第二回 6月8日

▽申込み 所定の申込用紙に内容

## 国民年金 だより

国民年金に加入されている方で、失業、長期の病気、その他経済的事由により「国民年金の保険料が納められない……」とお悩みの方は、国民年金には、保険料免除の制度がありますので、このようなき

は免除申請をされるようおすすめします。

免除申請を行い承認されると、その期間は、保険料を納めないでも国民負担分である月の老齢年金は受け取れます。

また、後で生活がゆとりがでてきたら、保険料を納めようと思えば10年前までさかのぼってその当時の保険料で納められますので、いままで納めてきた保険料を確定して将来の老齢年金支給に結びつけていくためには、保険料を未納のまま放置せず、そのつど免除申請を行うようにしてください。

区では、52年度の保険料が免除となつており、53年度も引続き免除を希望するかどうかについて3月24日にハガキを送付しましたが、53年度から保険料を納めら

国民年金に加入されている方は、次の要領で、年金受給権を担保として、小口の融資を行います。

○貸付を受けられる方  
国民年金の年金受給権者。ただし次の方は対象になりません。

●年金受給権者  
●小口融資

年金福祉事業団では、次の要領で、年金受給権を担保として、小口の融資を行います。

○貸付を受けられる方  
国民年金の年金受給権者。ただし次の方は対象になりません。

バスハイウェイ

いちご狩り

日ごろ忙しく娘の機会が少ないお母さん方、バスハイウェイに無料招待します。

問い合わせは5月28日(日)午前9時出発

▽行 先…埼玉加須市「むさしの村」

ママの休日

問い合わせは福祉課福祉係(内線2625)まで。

※なお、やむを得ない場合、児童(小学生6年生まで)の同伴ができます。お弁当は区が用意します。

## 昭和53年度 年金担保貸付の申込受付期間及び貸付実行日

区分	申込受付期間	資金交付日	貸付実行日
国民年金 (老齢年金及び 通算老齢年金)	53.5.1～ 53.5.15	53.6.26	53.6.28
	53.8.1～ 53.8.15	53.9.25	53.9.27
	53.10.2～ 53.10.16	53.11.27	53.11.29
	54.2.1～ 54.2.15	54.3.26	54.3.28
国民年金 (障害年金、母子 年金、遺児 年金、遺孀 年金)	53.5.1～ 53.5.15	53.6.26	53.6.28
	53.8.1～ 53.8.15	53.9.25	53.9.27
	53.11.1～ 53.11.15	53.12.22	53.12.25
	54.2.1～ 54.2.15	54.3.26	54.3.28
厚生年金保険 及び 船員保 険	53.7.1～ 53.7.15	53.8.25	53.8.28
	53.10.2～ 53.10.16	53.11.27	53.11.29
	54.1.4～ 54.1.16	54.2.26	54.2.28

- 国民年金の保険料を現在納めている方。
  - 保険料は納め終っているが、老齢年金を受給していない方。
  - 老齢福祉年金を受けている方。
  - 貸付金の利率、年6.5%
  - 貸付額 10～100万円、ただし支払い年金額の1年6か月相当額と1万円未満の金額は貸付できません。
  - 返済方法 返済は、年金の毎期の支払い金をもって順次あてていきます。
  - したがって、返済を終了するまでは、年金の支払いは受けられませんが、年金の支払いは受けられませんが、返済が滞りがちであるという方はぜひ、口座振替制度をご利用ください。詳細は国民年金課係(内線2681)まで。
  - 保証人 連帯保証人1名
  - 貸付実施 別表のとおり。
  - 照会先 年金福祉事業団(内線2481)。
- ▽口座振替のご利用を  
自分またはご家族の預金口座から、各期ごと自動的に納められます。ご多忙な方、留守がちの方で保険料が滞りがちであるという方はぜひ、口座振替制度をご利用ください。詳細は国民年金課係(内線2681)まで。

国民年金の受給権者は、現況届をだしましょう

国民年金の障害年金、遺児年金、母子・遺児年金、遺孀年金などの短期給付を受けている人は毎年1回「国民年金受給権・現況届」を提出することになっています。

この「国民年金受給権者現況届」は、あなたや家族の状況などに変更がないかを確認し、引き続く年金が受けられるかどうかを調査するものです。もしこの届を怠ると年金の支給が止められることもあります。

届出用紙は、4月下旬に受給権者宛送付したため、記入もれないよう注意し、返信用封筒で5月15日までに提出してください。

くわしいことは、国民年金課係(内線2685)まで。

国民年金についてわからないこと、知りたいことがありましたら、毎週月曜日(区役所年金課前で行っている年金相談)をご利用ください。

前号児童館だより中、要町児童館29日「ふお料教室2」を6月3日に延期します。

